

島根原子力発電所第2号機 審査資料	
資料番号	NS2-添 3-010-03 改 01
提出年月日	2022年7月11日

VI-3-3-8-1-1-3-1 冷却水ポンプの強度計算書

(高圧発電機車)

2022年7月

中国電力株式会社

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

一般産業品の規格及び基準への適合性確認結果（非常用発電装置（可搬型））（冷却水ポンプ）

I. 非常用発電装置（可搬型）の使用目的及び使用環境、使用条件

種類	使用目的及び使用環境	容量 (kVA/個)
非常用発電装置 (可搬型)	可搬型代替電源設備として、設計基準事故対処設備の電源が喪失した場合に、重大事故等の対応に必要な負荷に電力を供給することを目的とする。使用環境として、屋外で使用する。	500

II. メーカ規格及び基準に規定されている事項（メーカ仕様）

機器名	使用目的及び想定している使用環境	容量 (kVA/個)	メーカ許容値 (°C)	規格及び基準に基づく試験
内燃機関 : [] 発電機 : FSL-GJ-600	災害時等に使用する発電機として、定格出力以内で必要な負荷に対し電力を供給するために使用される。使用環境として、屋外で使用することを想定している。	500	潤滑油温度 : 115 冷却水温度 : 95 排気温度 : 550	温度試験にて、定格負荷状態における機械の各部の温度上昇がメーカ許容値以下であることを確認。
内燃機関 : [] 発電機 : E-AF	災害時等に使用する発電機として、定格出力以内で必要な負荷に対し電力を供給するために使用される。使用環境として、屋外で使用することを想定している。	500	潤滑油温度 : 120 冷却水温度 : 100 排気温度 : 650	温度試験にて、定格負荷状態における機械の各部の温度上昇がメーカ許容値以下であることを確認。

III. 確認項目

(a) : 規格及び基準が妥当であることの確認（IとIIの使用目的及び使用環境の比較）

高圧発電機車は、重大事故等時に屋外で非常用発電装置（可搬型）として使用される。一方、本メーカ規格及び基準は、災害時等に発電機として使用することを目的とした一般産業品に対する規格であり、屋外での使用を想定している。重大事故等時における高圧発電機車の使用目的及び使用環境は、本規格で定める使用目的及び想定している使用環境の範囲内である。

(b-3) : 使用条件に対する強度の確認（IIとJEM-1354に規定される温度試験との比較、IとIIの使用条件の比較）

高圧発電機車は、JEM-1354（エンジン駆動陸用同期発電機－温度試験）で規定されている温度試験を実施し、定格負荷状態における機械の各部の温度上昇がメーカ許容値以下であることを試験成績書により確認できる。メーカ許容値は、メーカにて実績等により十分に検証された高圧発電機車各部の機能が保証される温度上昇限度である。

高圧発電機車の容量は、メーカ仕様で定める容量（500kVA/個）の範囲内である。

IV. 評価結果

上記の高圧発電機車は、一般産業品としてメーカ規格及び基準に適合し、内燃機関、燃料タンク及び冷却水ポンプを含めた一体構造品の完成品として、重大事故等時における所要負荷において十分な強度を有している。